

# 平成26年度に実施した主な事業を紹介します

## 支え合う健康と福祉のまちづくり

臨時福祉給付金の給付	3,803万7千円	児童手当の支給	4億 657万5千円
子育て世帯臨時特例給付金の給付	3,458万1千円	私立保育所への運営委託や助成	5億5,850万1千円
障害者自立支援費	2億3,299万6千円	明治第2・中央学童クラブの新設	1,634万6千円
障害児支援費	1,644万1千円	妊婦健診の助成	2,079万1千円
予防接種の実施	6,464万4千円	よしおか健康No1プロジェクト	304万1千円
医療費助成(子ども・障がい者・高齢者など)	1億9,555万1千円	がん検診	2,623万2千円
子ども・子育て支援事業計画の策定	403万9千円	児童館の耐震改修(設計)	70万円

## 心豊かな教育と文化のまちづくり

「パソコン教室」用パソコンなどの更新(5年リース)	1億 141万2千円	幼稚園保育料の助成	2,399万5千円
学校給食費の助成	1,116万3千円	小学校への見守り指導員の配置	237万7千円
友好都市北海道大樹町との子ども交流事業	316万円	文化センターの自主事業(寄席など)	384万円
八幡山グラウンドの拡張(基本設計)	959万円	町民グラウンド屋外トイレの建て替え	1,255万3千円
給食センターの消毒保管庫の更新	1,738万8千円	社会体育館の改修(設計)	734万4千円

## 活力ある産業と雇用のまちづくり

新規青年就農者への助成	975万円	よしおか再発見ウォーク	7万2千円
老朽化した農業用水路の更新	770万円	吉岡町の観光PR	177万円
起業支援型人材育成事業(緊急雇用基金事業)	2,333万9千円	平成26年2月に大雪被害を受けた農業用施設復旧費用の助成	2,487万2千円
住宅リフォーム資金の助成	355万4千円		

## 魅力的な自然と環境のまちづくり

住宅用太陽光発電システムの設置を助成	599万8千円	資源ごみ回収の助成	464万円
公共下水道・農業集落排水区域外の浄化槽設置助成	333万7千円	一般ごみの収集	3,996万円

## 住みよい安全で便利なまちづくり

公共交通マスタープランの策定	271万1千円	南下城山防災公園整備事業(用地取得・補償など)	1億6,183万円
防犯灯のLED化(10年リース)	2,501万5千円	カーブミラー・ガードレール等の整備	664万円
大雪被害見舞金(住宅等)の支給	348万円	道路の新設や拡幅等の改良工事	6,813万円
「よしおかほっとメール」システムの導入	119万9千円	道路の維持補修工事	6,082万1千円
橋りょうの長寿命化	1,049万8千円		

## 町民と行政が協働するまちづくり

議会映像放映機器の整備	267万8千円	自治会活動の助成	932万1千円
広報配布などの自治会委託	3,476万2千円		

### 納付額全額が社会保険料控除の対象です 国民年金保険料

国民年金保険料は社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納めた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、配偶者やご家族(お子さまなど)の負担すべき国民年金保険料を支払った場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

#### 社会保険料控除を受けるには

年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

◆今年の1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が郵送されます。

11月は

## ねんきん月間です

年金保険料、納めていますか？  
この機会に年金加入状況の確認を！

いい 11月30日は「年金の日」

「ねんきんネット」で未来の生活設計について考えてみませんか？

▶問合せ先 渋川年金事務所 国民年金課 ☎22-1607

⚠平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納めた人へは、翌年の2月上旬に証明書が郵送されます。

納付額全額が社会保険料控除の対象です



**平成27年度 公共工事の発注予定概要調書(下半期)** (予定価格が250万円を超える建設工事)

番号	名称	工事場所	工事期間	種別	概要	入札時期	担当課
1	平成27年度 吉岡町児童館耐震改修工事	大久保	10月～ 28年2月	建築	耐震改修及び修繕工事	27年10月	健康福祉課
2	三宮・駒寄線 道路改良工事		10月～ 28年3月	改良	重力式擁壁、As 舗装、路盤工等		産業建設課
3	配水管布設替等(陣場地区その2)工事	陣場	10月～ 28年1月	配水管布設替	DIPφ100 L=72 HIVPφ75 L=72	27年10月	上下水道課
4	配水管布設替等(漆原地区その1-2)工事	漆原	10月～12月		HIVPφ75 L=239		
5	配水管布設替等(漆原地区その1-3)工事				HIVPφ75 L=201		
6	大久保・山子田線(カルバート下) 舗装補修工事	大久保	11月～ 28年2月	維持管理	舗装工A=600㎡(表層・基層)	27年11月	産業建設課
7	東原・大林線 側溝布設工事	北下		改良	側溝L=82m、横断L=4m、自由勾配側溝32m、集水樹1基		
8	橋梁補修工事	全域	11月～ 28年3月	維持管理	橋面舗装、防護柵塗替え等	27年12月	上下水道課
9	配水管布設替等(下野田地区)工事	下野田	28年1月～ 28年2月	配水管布設替	HIVPφ75 L=100 DIPφ150 L=35		
10	配水管布設替等(大久保地区)工事	大久保			HIVPφ75 L=145 HIVPφ50 L=35		

※入札の方法は指名競争入札です。  
 ※ここに記載した内容は、平成27年10月1日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、または記載されていない工事が発注される場合があります。

社会保険税番号制度(マイナンバー)  
**ご注意ください!!**



マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘などの情報が寄せられています。

●マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、国や自治体などが**口座番号**や**キャッシュカード**等の**暗証番号**、**所得**や**資産**の情報、**家族構成**の情報などを聞いたり、**お金を要求**したり、**ATM**の操作をお願いすることは一切ありません。

●マイナンバーは、「通知カード」個人番号カード交付申請書在中、「転送不要」と赤字で書かれた封筒に入っており、**普通郵便**でポストに入ることはありません。また、**配達員が代金を請求**したり、**口座番号**などの情報を聞いた**りすることはありません**。

●通知カードに同封されている個人番号カードの交付申請の返信用封筒の宛先が「**地方公共団体情報システム機構**」であるかご確認ください。個人番号カードの交付申請書に**口座番号**などを記載することはありません。

●「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった**依頼は詐欺の手口**です。このような人を欺くなどして他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、**刑事責任を問われることはありません**。

電話の場合はすぐに切り、「おかしい」と感じたら、**コールセンター**や**警察**、**担当**まで通報してください。

▼**コールセンター**  
 0570・20・0178

【平日】9時30分～22時  
 【土日祝】9時30分～17時30分  
 (年末年始は除く)

※一部IP電話などでつながらない場合は☎050・3818・1250におかけください。

▼**渋川警察署**

23・0110 (代表)

▼**担当**

町民生活課 町民サービス室  
 ☎26・2244 (直通)

## 今月の納税

町県民税普通徴収……………4期  
国民健康保険税  
介護保険料……………5期  
後期高齢者医療保険料

納期限 11月30日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。



## 児童虐待とは…

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車のなかに放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

児童虐待は、早期に発見し、その家庭に対して適切な支援をすることが重要です。地域の住民一人ひとりが子どもを虐待から守るネットワークの一員です。あなたの一言が子どもと親を救うきっかけになります。

11月は児童虐待防止推進月間です  
『もしかして』あなたが救う小さな手』



オレンジボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

虐待かもと思ったら



★**通告者の秘密は守られます。**  
☎ 027・263・1100  
※携帯電話からは  
☎ 0120・783・884  
☎ 0120・783・884  
☎ 20・1010  
☎ 26・2247 (直通)  
▼**相談・通告先**  
健康福祉課 福祉室  
中央児童相談所 北部支所

## 児童虐待のサイン

▼**相談・通告先**  
健康福祉課 福祉室  
☎ 26・2247 (直通)  
中央児童相談所 北部支所  
☎ 20・1010  
☎ 0120・783・884  
☎ 0120・783・884  
※携帯電話からは  
☎ 027・263・1100  
★**通告者の秘密は守られます。**

▼**相談・通告先**  
健康福祉課 福祉室  
☎ 26・2247 (直通)

- \* 叩く音や叫び声が聞こえる
- \* 衣服や身体がいつも極端に汚れている
- \* 不自然な傷が多い、打撲の跡がある
- \* 表情が乏しい
- \* おどおどしている
- \* 攻撃的な行動が目立つ
- …など

11月12日(木)～25日(水)  
女性に対する暴力をなくす  
運動期間

運動期間

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力・性犯罪・売春・買春・ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。女性に対する暴力の問題に関する取組を強化し、女性の人権尊重の意識啓発を図りましょう。

◆**相談に応じ、必要な助言や自立支援を行っています**

配偶者からの暴力、人間関係や生活困窮などの悩みや心配ごとについて電話相談に心じますのでご相談ください。秘密は厳守します。

▼**相談先**  
群馬県女性相談センター  
☎ 027・261・4466

▼**相談時間** 平日9時～20時、土・日曜日・祝日13時～17時  
※毎週水曜日13時～14時30分は弁護士によるDV法律電話相談(要予約)

▼**問合せ先**  
健康福祉課 福祉室  
☎ 26・2247 (直通)

健康福祉課 福祉室  
☎ 26・2247 (直通)

申請の締切が迫っています!  
臨時福祉給付金  
子育て世帯臨時特例給付金

臨時福祉給付金の受付期限は、12月3日(木)までです。対象と思われる人には、申請書を送付済みです。申請書の送付に関わらず、所得の変更などにより該当・非該当になる場合がありますので確認してください。

子育て世帯臨時特例給付金の受付期限は、12月1日(火)までです。

児童手当の現況届が未提出の人、職場から児童手当を受給している公務員の人は職場で申請書を受け取り、お早めに申請をしてください。

\* 給付金受給後でも、対象となる資格を有しないことが判明した場合は給付金を返還していただきます。

\* 期限後の申請は受付できません。

\* 詳しくは広報8月号をご覧ください。お問合せください。

▼**問合せ先**  
健康福祉課 福祉室  
☎ 26・2247 (直通)